

# 企業立地促進制度

## ～ 奨励金のご案内 ～

豊川市内の指定された地域に土地を確保し、工場等の新築又は増築を行う方を支援します。

### 1 対象

対象となる方	新たに取得又は愛知県企業庁から直接借り受けた土地に、自らが操業するために工場等を新増築し、土地取得又は借り受け後3年以内に当該工場等の操業を開始する方
対象となる地域	市内の工業専用地域又は市長が工場等のための適地として指定する地域

### 2 奨励金の額

#### (1) 立地奨励金

新たに取得又は愛知県企業庁から借り受けた土地及び当該土地に新たに建築した建物の固定資産税（愛知県企業庁から土地を借り受けた場合の国有資産等所在市町村交付金）に相当する額（上限なし）を交付します。

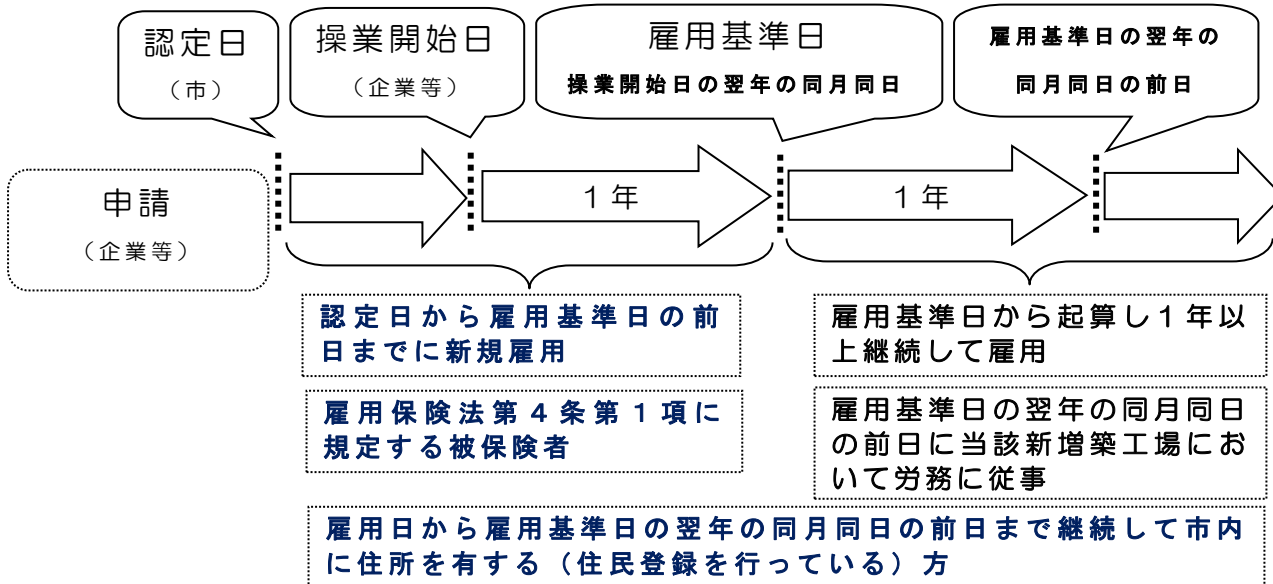
ただし、土地の対象面積は新たに建築した建物の建築面積の5倍を上限とします。なお、償却資産に掛かる固定資産税や土地・建物にかかる都市計画税は対象外です。

#### (2) 雇用促進奨励金

豊川市内に住所を有する方を新たに雇用された場合、一定の条件を満たす新規雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額（上限は1,200万円・奨励金の対象となる新増築した工場等につき1回限りの適用）を交付します。

※「一定の条件を満たす新規雇用従業員」とは次の①～④を全て満たす方です。

- ①奨励金の対象となる事業者にて認定されてから、操業開始した日を起算日として1年を経過した日（＝雇用基準日、操業開始日の翌年の同月同日）の前日までの間に新たに雇用された雇用保険法に規定する被保険者
- ②雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている方
- ③当該新増築工場において労務に従事するために雇用されており、雇用基準日から起算して1年に達する日（雇用基準日の翌年の同月同日の前日）に当該新増築工場において労務に従事されている方
- ④雇用日から③までの期間、継続して豊川市に住民登録を行っている方



### 3 奨励金の交付時期（年度）

#### (1) 立地奨励金

当該新增築工場の操業開始日の属する年度以後、最初に課税された年度から3年間で対象となり、固定資産税等を納付いただいた翌年度に交付します。

#### (2) 雇用促進奨励金

雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用した日が属する年度の翌年度に交付します。

### 4 必要な手続き

#### (1) 『認定事業者』となるための手続き

工場等の工事に着手する前に、次の必要書類をご提出いただきます。

- 企業立地事業者認定申請書(様式第1号)
- 工場等の建設計画書
- 土地の図面及び工場等の平面図並びに施設の配置図(土地購入の場合)
- 借用の契約書(土地を愛知県企業庁から借用の場合)
- 法人登記簿謄本(個人事業者の場合は住民票抄本)
- 定款又は規約
- 最近の決算報告書
- 公害防止協定書の写し(市環境課と事前に締結してください。)

#### (2) 操業開始したときの手続き

操業開始届(様式第7号)及び建築確認申請書の写しを提出してください。

#### (3) 奨励金の交付を受けるための手続き

奨励金の対象事業者として認定を受けた方は、交付時期(年度)になりましたら、次の必要書類により申請していただきます。

(申請いただく時期が近づいてまいりましたら、市役所よりご連絡いたします。)

##### 立地奨励金

- 奨励金交付申請書(様式第4号)
- 市税納税状況調査同意書
- 立地奨励金の対象となる固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し
- 上記に係る領収書または納税証明書
- 直近の「法人市民税(個人事業者の場合は市県民税)」の領収書または納税証明書
- 愛知県企業庁から土地を借り受ける場合は、国有資産等所在市町村交付金相当額の納付に係る納入通知書、積算内訳表及び領収書

##### 雇用促進奨励金

- 奨励金交付申請書(様式第4号)
  - 市税納税状況調査同意書
  - 新規雇用従業員の名簿(雇用年月日、所属する事業所、従業員の氏名・住所がわかるもの。)\*1
  - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
  - 継続雇用を明らかにする書類(直近の給与台帳等)
  - 新規雇用従業員の住民票(対象期間内に継続して豊川市内に住所を有することがわかるもの。)
- ※なお、\*1については、交付時期における手続きとは別に、雇用基準日を迎えた時点でもご提出をお願いいたします。

#### (4) その他

- ・奨励金の対象となる事業者に認定されてから奨励金の交付を受ける間に、「企業立地事業者認定申請書」の記載内容に変更が生じた場合は、届け出をお願いします。
- ・市税を滞納や休業・事業廃止したとき等は、奨励金の交付を受けることはできません。

【書類の提出・問合せ先】豊川市産業環境部企業立地推進課

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所北庁舎2階

TEL 0533-89-2287 FAX 0533-89-2297

E-mail kigyorichi@city.toyokawa.lg.jp